仕　様　書

１　件　　名　自動販売機設置について（体育館棟）

２　設置場所　東京都狛江市元和泉三丁目 9-1
東京都立狛江高等学校　体育館棟１階出入口（別紙「自動販売機設置箇所」のとおり）

３　目　　的　生徒教職員の福利厚生の一環として、自動販売機を設置する。

４　期　　間　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

５　仕様内容

（１）設置台数
①自動販売機２台

（２）販売品目
①清涼飲料水、ミネラルウォーター、茶・コーヒー、栄養補助食品
②スポーツドリンク・経口補水液等の熱中症予防・栄養補助飲料を含める。
③冬季はホット・コールド両方を取り扱う。
④販売品容器は、ペットボトル、缶（キャップ付)、ブリックパック等とする。

（３）販売価格設定
市価より低廉であること。空容器デポジット制を採用しないことを前提に価格設定すること。

（４）機器仕様
①東京都グリーン購入ガイドに適合する機器であること。
②電子マネー（IC カード）対応機とすること。
③空デポジット制は採用しない。他社で購入した容器でも回収すること。
④非常災害時対応（ライフラインベンダー）とすること。
⑤その他、特別な提案がある場合は、書面にて具体的に申し出ること。

（５）設置及び管理方法
①学校長の指定する場所に設置すること。
②本体に漏電遮断器の設置し、転倒防止の対策を講ずること。
③自動販売機に電気使用量の子メーターを使用者の負担により設置すること。
④電気料金は、毎月、学校長の指定する方法で納入すること。
⑤設置・移転・メンテナンスに係る諸費用は、全て使用者の負担とする。
⑥販売時間は、学校長が指定する時間帯に設定すること。
⑦品切れ及びつり銭切れが起こらないようこまめに補充する。万一、品切れ・つり銭切れが生じた場合には、速やかに金銭の払い戻しに応じること。
⑧補充時には、販売機の点検整備を行い、空き容器は撤収する。同時に、清掃し周辺美化を保つこと。
⑨故障、異常発生時には、速やかに対応すること。
⑩保健衛生管理全般に配慮し、特に商品の賞味（消費）期限の管理は厳重に注意すること。

⑪搬入等の作業時間は、原則平日午前８時３０分～午後４時３０分、土日祝日は不可とする。ただし、休日等であっても、学校行事等により必要とする場合は、本校の求めに応じて補充等の作業を行うこと。

⑫搬入等による本校敷地内への車両の乗入れは、生徒等の通行を優先し、事故がないよう十分に注意すること。

⑬ディーゼル車規制の遵守について本契約にあたって、自動車を使用しまたは使用させる場合は、東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のため、当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。

⑭その他、運用上、特別な提案がある場合は、書面にて具体的に申し出ること。

以上

令和　8　年度

施設の配置	縮尺	1／1,000	学校名	都立狛江高等学校	調査番号	都道府県	市町村	学校	整理番号	

凡例

建物

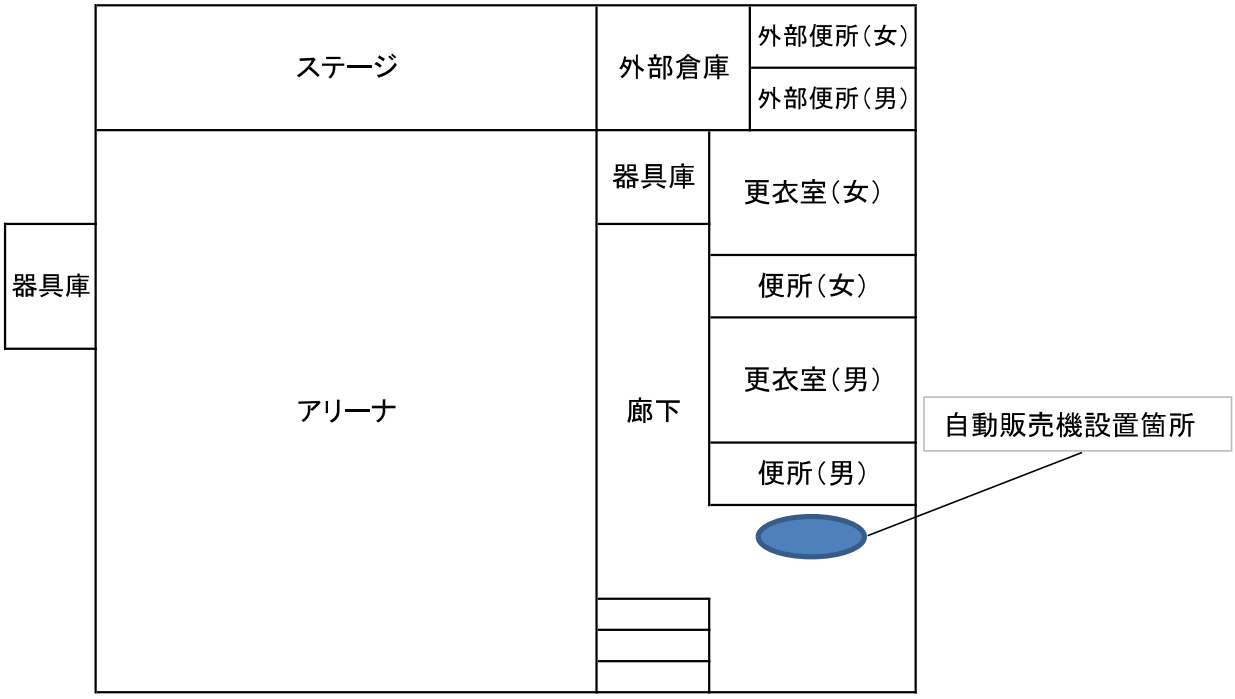
- 未　未取り壊し建物
- 危　危険建物
- 借　借用建物
- 一時　一時使用建物
- 屋外　屋外教育環境整備事業によるもの

- 自　自転車置場
- 倉　倉庫
- 変　変電室設備
- 受　受水槽
- 吹　吹抜渡廊下
- 門　正門・通用門
- 囲　囲障
- EV　エレベーター棟
- グ　屋外運動場
- 応　応急給水栓

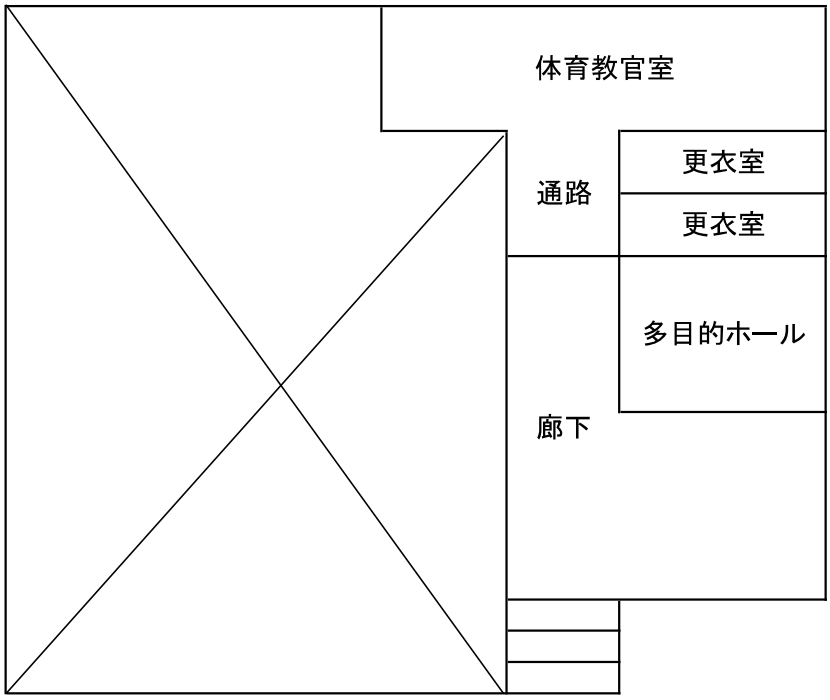


体育館棟

1F


ステージ
外部倉庫
外部便所（女）
外部便所（男）
器具庫
更衣室（女）
器具庫
便所（女）
更衣室（男）
アリーナ
廊下
自動販売機設置箇所
便所（男）

2F


体育教官室
更衣室
通路
更衣室
多目的ホール
廊下